

札幌市駐車場条例の一部を改正する条例案
平成 29 年（2017 年）2 月 21 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市駐車場条例の一部を改正する条例
札幌市駐車場条例（昭和 41 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 中 「中型自動車」 を 「中型自動車等」 に改め、同表備考 2 中 「「中型自動車」を「中型自動車等」に、「中型自動車を」を「中型自動車及び準中型自動車（車両総重量が 5,000 キログラム以上又は最大積載量が 3,000 キログラム以上のものに限る。）を」に改め、同表備考 3 中「規定する」の次に「準中型自動車（備考 2 に掲げる準中型自動車を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

（理 由）

道路交通法等の一部改正を踏まえ、路外駐車場に駐車できる自動車の種別について規定整備を行うため、本案を提出する。